

「積極的平和主義」と「統合機動防衛力」への転換

— 国家安全保障戦略、新防衛大綱・新中期防、平成 26 年度防衛関係費 —

外交防衛委員会調査室 沓脱 和人・今井 和昌

はじめに

政府は、平成 25 年 12 月 17 日、国家安全保障会議（NSC）及び閣議において、中長期的な外交・安全保障の基本方針を示す初めての政府文書となる「国家安全保障戦略」（以下「戦略」という。）を決定するとともに、今後の防衛力の在り方について新たな指針となる「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「新防衛大綱」という。）及び新防衛大綱を具体化する「中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」（以下「新中期防」という。）の 3 つの文書を決定した。

我が国の防衛力整備は従来、「国防の基本方針」（昭和 32 年 5 月 20 日国防会議及び閣議決定）の下、防衛力の在り方や具体的な整備目標を定めた「防衛計画の大綱」及び大綱に定める防衛力を実現するため、5 年間の防衛力整備の方針や主要な事業などを定めた「中期防衛力整備計画」に基づいて進められてきた¹。今般、「国防の基本方針」に代わるものとして「戦略」が策定されたことにより、新防衛大綱及び新中期防は「戦略」を踏まえた初の策定となった。

これら「戦略」、「新防衛大綱」及び「新中期防」の 3 文書は、国家安全保障会議の設置に続く、第 2 次安倍内閣の安全保障政策の重要な柱と位置付けられており²、本稿では 3 文書の概要及びこれらに基づき編成された平成 26 年度防衛関係費の概要を紹介したい。

1. 国家安全保障戦略、新防衛大綱・新中期防の策定経緯

国家安全保障戦略とは、外交・安全保障政策全般に関する戦略をまとめた包括的文書として、米、豪、英、韓国等が作成しているものであり、これまで我が国にはこのような包括的文書はなかった。安倍総理は、平成 25 年 9 月 10 日の閣僚懇談会において、外交政策及び防衛政策を中心とした安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものにするため「戦略」の策定を指示し、同日、「戦略」の策定及び防衛大綱見直しの作業に資するため、「安全保障と防衛力に関する懇談会」（座長：北岡伸一国際大学学長、以下「安防懇」という。）を設置した。

「戦略」を策定する理由について安倍総理は、「国家安全保障政策について我が国の国益を長期的視点から見定めた上で取り組んでいく必要があるとの考え方の下で、初めて我が国で国家安全保障に関する基本方針として外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全

¹ 防衛大綱は過去に 4 回（昭和 51 年、平成 7 年、同 16 年、同 22 年）策定され、中期防は過去に 6 回（昭和 60 年、平成 2 年、同 7 年、同 12 年、同 16 年、同 22 年）策定されている。

² 「内閣官房長官談話」（平 25. 12. 17）

保障戦略を策定することとした」と述べている³。

他方、「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」について、自由民主党は、平成24年の衆議院選挙の際、民主党政権下で平成22年12月に策定された防衛大綱（以下「22大綱」という。）及び中期防（以下「23中期防」という。）の見直しを公約として挙げており、第2次安倍政権発足後、政府は、「平成25年度の防衛力整備等について」（平成25年1月25日）において、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増している状況を踏まえ、日米同盟を更に強化するとともに、現下の状況に即応して我が国の防衛態勢を強化していくとの観点から、平成25年度中に22大綱及び23中期防を廃止することを閣議決定した。

こうした中、政府は、安防懇や与党内における議論⁴、防衛省・自衛隊における議論⁵などを踏まえ、戦略案、新防衛大綱案及び新中期防案を取りまとめ、これらを平成25年12月17日の国家安全保障会議及び閣議において決定した。

2. 国家安全保障戦略

「戦略」は、「策定の趣旨」、「国家安全保障の基本理念」、「我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題」及び「我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ」の4章から成っており、内容はおおむね10年程度の期間を念頭に置いている⁶。

（1）策定の趣旨

「戦略」はその策定趣旨を「我が国の安全保障をめぐる環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国際社会の中で我が国の進むべき進路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組むことが必要である」としている。

また、外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障上の戦略的アプローチを示しつつ、海洋、宇宙、サイバー、政府開発援助（ODA）、エネルギー等国家安全保障に関連する分野の政策についても指針を与えるものとした上で、国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として国家安全保障施策を一層戦略的かつ体系的に実施するとしている。

（2）基本理念

「戦略」の基本理念は、「今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主

³ 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第5号7頁（平25.11.20）

⁴ 過去の防衛大綱決定の際は、いずれも有識者会議を設置し、その報告書を参考としていたが、安防懇は報告書を提出せず、「戦略」及び新防衛大綱について盛り込むべき主要要素等を記した論点ペーパーを公表した。

また、与党においても「与党・安全保障に関するプロジェクトチーム」が設置され、検討が行われた。

⁵ 「平成25年度の防衛力の整備等について」（平成25年1月25日）の閣議決定を受け、防衛省では政府全体の検討に資するよう、防衛力の在り方に関する検討を開始した。特に陸海空の統合運用の観点を重視して議論の上、平成25年7月26日に「防衛力の在り方検討に関する中間報告」を公表した。

⁶ 今後の課題と目される武器輸出の新たな原則や集団的自衛権の行使容認が早期に決定されれば、これらを盛り込んだ戦略に改定する可能性も考えられる。

義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこと」とされている。

積極的平和主義の意味について安倍総理は、「近年、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、大量破壊兵器や弾道ミサイルの脅威は深刻度を増し、サイバー攻撃のような、国境を越える新しい脅威も増大している状況の下では、もはや我が国のみでは我が国の平和を守ることはできず、我が国の平和を守るためには、地域や世界の平和と安定を確保していくことが必要である。このような認識のもと、我が国が国際協調主義に基づき、世界の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献する国になるべきとの考えを掲げた」と説明している⁷。

また、「我が国の国益と目標」について記述があり、国益として「我が国自身の主権・独立を維持し、領域を保全し、我が国国民の生命・身体・財産の安全を確保すること」、「豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること」及び「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること」を挙げている。その上で、これらの国益を守り、国際社会において我が国に見合った責任を果たすために、①必要な抑止力の強化による我が国への直接的な脅威が及ぶことの防止、②日米同盟強化や域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化等によるアジア太平洋地域の安全保障環境の改善、③普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化等によるグローバルな安全保障環境の改善などといった3つの目標を挙げている。

(3) 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

「グローバルな安全保障環境と課題」として、中国、インド等の新興国の台頭と米国の国際社会における相対的影響力の変化がもたらすパワーバランスの変化が国際政治経済の重心を大西洋から太平洋へと移動させ、グローバル化の進展や技術革新の急速な進展が国家間の相互依存を深めていること、また、これらパワーバランスの変化が世界貿易機関(WTO)の貿易交渉や国連における気候変動交渉の停滞等の国際社会全体の統治構造(ガバナンス)における強力な指導力を失わせ、また、国家と非国家主体間の相対的影響力の変化を助長するなど安全保障環境に複雑な影響を及ぼしていることなどを挙げている。

さらに、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題を始めとする大量破壊兵器等の拡散の脅威や国際テロの脅威が存在するほか、海洋、宇宙空間、サイバー空間といった国際公共財(グローバル・コモンズ)に関する課題、貧困、格差の拡大、感染症を含む国際保健課題、気候変動等の地球規模の問題が脅かす人間の安全保障に関する課題、一国の経済危機が世界経済全体に伝播するグローバル経済におけるリスク、資源獲得競争の激化と食料・水の世界的需給逼迫や一時的な供給問題発生リスク等を指摘している。

「アジア太平洋地域における安全保障環境と課題」として、北東アジア地域は、大規模な軍事力を有する国家等が集中し、核兵器を保有又は開発する国家等も存在する一方、安

⁷ 第185回国会衆議院本会議録第4号4頁(平25.10.25)

全保障面の地域協力枠組みが十分制度化されていないなどの戦略環境の特性を挙げている。そうした中、北朝鮮は朝鮮半島における軍事的な挑発行為や我が国等に対する挑発的言動を繰り返しており、特に、米国本土を射程に含む弾道ミサイルの開発や、核兵器の小型化及び弾道ミサイルへの搭載の試みは、地域の安全保障に対する脅威を深刻化させている。また、中国については、東シナ海、南シナ海等の海空域において、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づいて力による現状変更の試みとみられる対応を示しており、こうした姿勢・動向は、我が国を含む国際社会の懸念事項になっていると説明している。

(4) 我が国が取るべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

国家安全保障の確保のためには、我が国自身の「強靱性」を高めること⁸がアジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定につながるとしており、(3)で挙げた国家安全保障上の課題への対処を的確に行うため、外交政策及び防衛政策を中心とした以下の戦略的アプローチを示している。

ア 我が国の能力・役割の強化・拡大

我が国独自の取組として、①安定した国際環境創出のための外交の強化、②我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築、③領域保全に関する取組の強化、④海洋安全保障の確保、⑤サイバーセキュリティの強化、⑥国際テロ対策の強化、⑦情報機能の強化、⑧防衛装備・技術協力、⑨宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進、⑩技術力の強化を挙げている。

このうち、⑧防衛装備・技術協力については、国際共同開発・生産が国際的主流になる中、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められているとし、武器輸出三原則等について、「これまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定める」と述べており、今後、政府により新たな原則が策定されることが見込まれる⁹。

イ 日米同盟の強化

日米同盟は、「国家安全保障の基軸」であり、「緊密な同盟関係は日米両国が自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や戦略的利益を共有していることによって支えられている」との認識を明らかにし、「我が国は、我が国自身の防衛力の強化を通じた抑止力の向上はもとより、米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力により、自国の安全を確保している」と述べている。

⁸ 「強靱性」を高めることを戦略的アプローチの中核に据えたことについて、「政権の関心の中心は軍事に偏っており、バランスを欠いた印象が否めない」との報道も見られる。『朝日新聞』(平 25. 12. 18)

⁹ 武器輸出三原則等の見直しについて小野寺防衛大臣は、「最近の防衛装備は多国間での開発が主流になってきており、F-35の生産に関しても多国間で共同するということが主流になってきている。このような最近の防衛装備のトレンドに合わせた形で日本の三原則が新たに見直される、あるいは新しい考え方が作られることについて期待をしていきたい」と述べている。「防衛大臣記者会見」(平 25. 12. 17)

その上で、今後、日米間の協力を更に強化するために、日米の役割・任務・能力（RMC）の考え方等についての議論を通じて、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直しを行うこととしている¹⁰。

また、共同訓練、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動や米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用を進め、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空間、サイバー空間、大規模災害対応等の幅広い安全保障分野における協力を強化して、日米同盟の抑止・対処力を向上させることを挙げている。

なお、沖縄県については、国家安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与する一方、専用施設・区域の多くが集中している実情を踏まえ、普天間飛行場の移設を含む負担軽減に最大限努力するとしている。

ウ 国際社会におけるパートナーとの協力強化

日米同盟の強化に加えて、アジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を強化することも多くのケースに渡って指摘されている。具体的には、韓国、オーストラリア、ASEAN諸国及びインドといった普遍的価値と戦略的利益を共有する国との協力関係を強化するとともに、中国やロシアとの関係強化、地域的枠組みであるAPEC、EAS、ARF、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、TPPなどの活用、モンゴル等域内友好諸国との協力強化が必要であるとしている。また、アジア太平洋地域以外についても、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州等との関係を強化し、ブラジル、トルコ、南アフリカ等の新興国に対しても協力を推進する必要があると述べている。

なお、中国については、「戦略的互惠関係」を構築・強化する一方、急速に拡大する軍事力の強化に対して開放性、透明性を向上させるよう引き続き促し、力による現状変更の試みとみられる対応について事態をエスカレートさせることなく、中国側に対して自制を求めつつ冷静かつ毅然として対応するとしている。

エ 国際社会の平和と安定のため積極的寄与

国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国連外交の強化（国連PKOや集団安全保障措置、平和構築を始めとする国連が主導する取組に積極的に寄与）、法の支配の強化（国際的なルール作りに積極的に参加、国際司法機関に対する人材・財政面の支援）、軍縮・不拡散への積極的取組、PKO、ODAを通じた国際平和協力の推進、国際テロ対策の推進に積極的な役割を果たすとしている。

オ 地球規模課題解決のための協力強化

貧困、エネルギー問題、格差の拡大、気候変動、災害、食料問題といった開発問題や地球規模課題の解決に向けて、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と連携すること、また、ODAの活用等によるミレニアム開発目標（MDGs）の達成などを通じた「人間の安全保障」の実現、開発途上国の人材育成に対する協力、TPP、EPA、FTA等を始めとする経済連携の推進、エネルギー

¹⁰ 平成25年10月の日米安全保障協議委員会（2+2）において、平成26年中に日米ガイドラインを見直すことで合意している。

一供給源の多角化等の取組や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック等の活用を通じた人と人との交流の強化を進めるとしている。

カ 国内基盤の強化と内外における理解促進

外交力、防衛力を効果的に発揮するためには、それを支える国内基盤の強化が重要であるとして、防衛装備品の効果的・効率的な取得や国際競争力強化を含む防衛生産・技術基盤を維持、強化するとともに、総理官邸を司令塔とした統一かつ戦略的な情報発信を行うことで国際世論の正確な理解を深め、国際社会の安定に寄与するとしている。

また、社会的基盤の強化として、「我が国と郷土を愛する心」を養うとともに、自衛隊、在日米軍の活動への理解を広げる取組を推進することを挙げている¹¹。

3. 新防衛大綱

(1) 策定の趣旨

新防衛大綱は、我が国を取り巻く安全保障環境の下、今後の我が国の防衛の在り方について、「平成 25 年度の防衛力整備等について」（平成 25 年 1 月 25 日安全保障会議及び閣議決定）に基づき、かつ「戦略」を踏まえ、新たな指針を示すものである。また、「戦略」と同じくおおむね 10 年程度の期間を念頭に置いている。

(2) 我が国を取り巻く安全保障環境

新防衛大綱では、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐる純然たる平時でも有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態について特記しており、とりわけ、アジア太平洋地域においては、「領土や主権、海洋における経済権益等をめぐるグレーゾーンの事態が長期化する傾向」にあり、「より重大な事態に転じる可能性が懸念されている」としている。

このような中で、北朝鮮の弾道ミサイル開発が、我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発行為とあいまって、重大かつ差し迫った脅威となっており、また、中国による我が国領海への断続的な進入や我が国領空への侵犯等の行為や「東シナ海防空識別区」の設定による公海上空の飛行の自由を妨げる動きなどは、不測の事態を招きかねない危険な行為であるとしている。また、海洋国家である我が国は、法の支配、航行の自由等の基本的ルールに基づき、「開かれ安定した海洋」の秩序を強化しなければならないとしている。

さらに、これらを踏まえ、「冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、22 大綱の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している」と述べている。

(3) 我が国防衛の基本方針

¹¹ 「我が国と郷土を愛する心」については、国防の基本方針に「民生を安定し、愛国心を高揚」と書かれていることや、安防懇において明記すべきであるとの意見が出たことを受けて盛り込まれたとされているが、「戦略」の策定過程において、平成 18 年の教育基本法改正時の議論を踏まえて、表現の緩和が求められた経緯があると報じられている。なお、教育基本法第 2 条では、「我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」としている。

我が国は、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく」としている。また、「日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する¹²」としている。

ア 我が国自身の努力 — 統合機動防衛力の構築 —

今後の我が国防衛力のキーワードとして、22 大綱の「動的防衛力」に代わり、「統合機動防衛力」を挙げている。統合機動防衛力は、陸海空 3 自衛隊の統合運用を重視し、機動的に部隊を展開するものであり、「安全保障環境の変化を踏まえ、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものとしていくことが必要である。このため、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した統合機動防衛力を構築する」と説明されている。

動的防衛力と統合機動防衛力の比較においては、動的防衛力が「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた防衛力」と説明されているのに対し、統合機動防衛力は「幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した防衛力」と説明されており、「機動性」、「柔軟性」及び「多目的性」の文言が「強靱性」及び「接続性」へと入れ替わっていることが相違している。

また、統合機動防衛力においては、防衛力の「質」と「量」を必要かつ十分に確保するとしている。これは、「装備品の運用水準を高め、その活動量を増加させ、統合運用による適切な活動を機動的かつ持続的に実施していくことに加え、防衛力をより強靱なものとするため、各種活動を下支えする防衛力の「質」と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく」必要があるためと説明している。

イ 日米同盟の強化及び国際社会における安全保障協力の積極的な推進

日米同盟の強化について、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」見直しを進めるとともに、「一層厳しさを増す安全保障環境に対応するため、西太平洋における日米のプレゼンスを高めつつ、グレーゾーンの事態における協力を含め、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築する」としている。

また、国際社会との関係については、「グローバルな安全保障上の課題等は、一国のみ

¹² 22 大綱では、「日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備する」としており、新防衛大綱では「節度ある防衛力を整備する」の表現が「実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する」との表現に置き換わった。

で対応することが極めて困難である。また、近年、軍事力の役割が多様化し、紛争の抑止・対処や平和維持のみならず、紛争直後期の復興支援等の平和構築や国家間の信頼醸成・友好関係の増進において重要な役割を果たす機会が増大している」と述べている。

(4) 防衛力の在り方

ア 防衛力の役割

今後の防衛力の在り方については、統合機動防衛力の考え方の下、各種事態における実効的な抑止及び対処のため、①周辺海空域における安全確保、②島嶼部に対する攻撃への対応、③弾道ミサイル攻撃への対応、④宇宙空間及びサイバー空間における対応、及び⑤大規模災害等への対応を重視するとしている。

また、アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善のためには、①訓練・演習の実施、②防衛協力・交流の推進、③能力構築支援の推進、④海洋安全保障の確保、⑤国際平和協力活動の実施、⑥軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力を特に重視するとしている。

イ 自衛隊の体制整備

統合運用の観点から実施した能力評価の結果を踏まえ、「南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力を優先すること」としている。

他方、「冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持する」としている。

その上で、重視すべき機能・能力について、①警戒監視能力、②情報機能、③輸送能力、④指揮統制・情報通信能力、⑤島嶼部に対する攻撃への対応、⑥弾道ミサイル攻撃への対応、⑦宇宙空間・サイバー空間における対応、⑧大規模災害等への対応、⑨国際平和協力活動等への対応を挙げている。

このうち、④指揮統制・情報通信能力については、陸上自衛隊の各方面隊を束ねる統一司令部（陸上総隊）を新設するとともに、各方面総監部の指揮・管理機能の効率化・合理化等により、作戦基本部隊（師団・旅団）等の迅速かつ柔軟な全国的運用を可能にする体制整備を行うとしている。⑤島嶼部に対する攻撃への対応については、島嶼への侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力（水陸機動団）を新たに整備するとしている。

また、⑥弾道ミサイル攻撃への対応については、新防衛大綱の策定段階で検討された「敵基地攻撃能力（策源地攻撃能力）の保有」について明記しなかったものの、「日米同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる」との表現で、検討を続ける姿勢を示している。⑨国際平和協力活動等への対応については、現在、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処の拠点として自衛隊が使用しているジブチ基地について、より一層活用するための方策を検討するとしている。

ウ 各自衛隊の体制

陸上自衛隊について、島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即応するため、機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団、機動旅団及び機甲師団）を保持するとしている。これは全国に 15 ある師団・旅団のうち、7つの師団・旅団を高い機動力や警戒監視能力を備える即応機動部隊からなる機動師団・機動旅団に改編するものである¹³。

また、水陸両用作戦能力の整備については、島嶼への侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための水陸機動団を新編する。水陸機動団は、防衛省が公表した「防衛力の在り方検討に関する中間報告」（平成 25 年 7 月 26 日）において記載された「海兵隊的機能」にあたるものとされる¹⁴。

他方、戦車及び火砲については、現在の約 700 両及び約 600 両／門からそれぞれ約 300 両及び約 300 両／門へと減勢させる。これは、22 大綱の目標であった、それぞれ約 400 両／門から更に削減するものである¹⁵。定員については平成 25 年度末定員の 15 万 9 千人を維持することとしている。

海上自衛隊については、護衛艦を 25 年度末隻数の 47 隻から 54 隻へと増勢させる。新たな護衛艦は、機雷掃海や対潜戦など多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化が見込まれることとなる。また、水中における情報収集・警戒監視についても、潜水艦を 25 年度末の 16 隻から 22 隻へと増勢することとしている。

航空自衛隊については、グレーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長時間にわたり空中における警戒監視・管制を有効に行い得るよう、警戒航空隊を 2 個飛行隊から 3 個飛行隊に増勢することとしている。また、戦闘機部隊についても 12 個飛行隊から 13 個飛行隊に増勢し、戦闘機数を約 260 機から約 280 機に約 20 機増勢する。さらに、空中給油・輸送部隊も 1 個飛行隊から 2 個飛行隊へ増勢する。なお、航空偵察部隊は廃止される。

エ 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力が最大限効果的に機能するためには、それらを「下支え」する基盤を強化することが必要となる。このため、新防衛大綱では、①訓練・演習の充実・強化、②運用基盤の充実・強化、③人事教育の推進、④衛生機能の整備、⑤防衛生産・技術基盤の維持・強化、⑥装備品の効率的な取得の推進、⑦研究開発の推進、⑧地域コミュニティとの連携強化、⑨情報発信の強化、⑩知的基盤の強化、⑪防衛省改革の推進を挙げている。

このうち、⑤防衛生産・技術基盤の維持・強化については、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められる」

¹³ 南西諸島などの防衛が必要となった場合、北海道や本州の即応機動部隊が、8 輪タイヤで高速走行できる機動戦闘車とともに航空自衛隊の新型輸送機(C 2)等で移動・展開すると報じられている。『読売新聞』(平 26. 1. 5)

¹⁴ 他国に離島を侵略された場合、海上から護衛艦が艦砲射撃を行い、戦闘機がミサイル攻撃で敵を排除するなど、海と空からの支援を受けながら水陸機動団の隊員が水陸両用車で上陸し島を奪還することが想定されると報じられている。『朝日新聞』(平 25. 12. 18)

¹⁵ これまで戦車及び火砲については、主要装備として別表に整備数量が記載されていたが、新防衛大綱では別表の「注」に記されることとなった。

としている。

図表 1 新旧防衛大綱の別表比較

区分		22大綱		新大綱		現状 (平成25年度末)	
陸上自衛隊	編成定数	15万4千人		15万9千人		約15万9千人	
	常備自衛官定員	14万7千人		15万1千人		約15万1千人	
	即応予備自衛官員数	7千人		8千人		約8千人	
	基幹部隊	平素地域配備する部隊	8個師団 6個旅団		地域配備部隊	5個師団 2個旅団	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	中央即応集団 1個機甲師団		機動運用部隊	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団	中央即応集団 1個機甲師団
地空監視導撃部隊		7個高射特科群／連隊		地空監視導撃部隊	5個地空監視ミサイル連隊	5個地空監視ミサイル連隊	
主要装備	戦車	約400両			約300両	約700両	
	火炮	約400門／両			約300両／門	約600両／門	
海上自衛隊	基幹部隊	4個護衛隊群 (8個護衛隊)		4個護衛隊群 (8個護衛隊)		4個護衛隊群 (8個護衛隊)	
	潜水艦部隊	4個護衛隊		6個護衛隊		5個護衛隊	
	掃海部隊	6個潜水隊		6個潜水隊		5個潜水隊	
	哨戒機部隊	1個掃海隊群		1個掃海隊群		1個掃海隊群	
主要装備	哨戒機部隊	9個航空隊		9個航空隊		9個航空隊	
	護衛艦	48隻 (うちイージス艦6隻)		54隻 (うちイージス艦8隻)		47隻 (うちイージス艦6隻)	
	潜水艦	22隻		22隻		16隻	
	作戦用航空機	約150機		約170機		約170機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊		28個警戒隊		8個警戒群	
		24個警戒隊		1個警戒航空隊 (3個飛行隊)		20個警戒隊	
		1個警戒航空隊 (2個飛行隊)		13個飛行隊		12個飛行隊	
		戦闘機部隊		—		1個飛行隊	
		航空偵察部隊		3個飛行隊		3個飛行隊	
		航空輸送部隊		2個飛行隊		1個飛行隊	
		空中給油・輸送部隊		6個高射群		6個高射群	
主要装備	作戦用航空機	約340機		約360機		約340機	
	うち戦闘機	約260機		約280機		約260機	

(出所) 新防衛大綱及び22大綱の別表を基に作成

4. 新中期防

新中期防は、新防衛大綱の下で、当初の5年間（平成26年度～同30年度）に達成すべき計画として、主要装備の整備数量や経費総額の限度を示すものである。

小野寺防衛大臣は、新中期防において、特に南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢を確実に維持するとともに、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、部隊を迅速に機動展開させて対処する能力を重視するとの方針を示している¹⁶。

以下、陸海空の基幹部隊の見直し、主要装備を中心に新中期防のポイントを紹介する。

(1) 陸上自衛隊

陸自については、全国にまたがる部隊の運用を総括する組織として「陸上総隊」を新編することとなった。中央即応集団は廃止され、同隷下部隊は陸上総隊へ編入される。現在陸自には5つの方面総監部が存在するが、今後、それらの指揮・管理機能の効率化・合理化、一部の方面総監部の機能見直しが行われた後に、各方面総監部は残した上で、陸上総隊が新編されることとなる。部隊改編等に当たっては地方公共団体や地元住民の理解を得

¹⁶ 「防衛大臣談話」(平25.12.17)

られるよう地域の特性に配慮するとの記述も見られる。

新防衛大綱で機動化されることとなった3個師団及び4個旅団のうち、新中期防では、2個師団及び2個旅団¹⁷をそれぞれ機動旅団・師団に改編し、それらの下に新型の機動戦闘車¹⁸を装備する部隊を順次新編することとなった。機動戦闘車は99両調達される¹⁹。このほか、機動戦闘車を装備する部隊の順次新編に併せて、北海道及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止²⁰、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火砲の各方面対直轄の特科部隊（新編予定）への集約などが盛り込まれた。

また、島嶼防衛において上陸・奪回・確保を担う「水陸機動団」を新編することとなった²¹。水陸両用車は52両調達される。与那国島への沿岸監視部隊の新編・配備²²のほか、南西諸島における初動を担任する警備部隊²³の新編も盛り込まれた。このほか、輸送ヘリコプター（CH-47JA）を6機、新たにティルト・ローター機（垂直離着陸機）を17機調達することとなった²⁴。さらに、現有の多用途ヘリコプター（UH-1J）の後継機の在り方について検討の上、必要な措置を講ずるとされた。

計画期間末の編成定数はおおむね15万9千人程度（常備自衛官15万1千人程度、即応予備自衛官8千人程度）を目途とし、平成25年度末の水準を目途とすることとされた。

（2）海上自衛隊

海自は、イージス艦を2隻増やし、6隻から8隻体制に拡充することとなった。また、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦を2隻、現有の多用途ヘリコプター（UH-60J）の後継として救難・輸送を担う多用途ヘリコプター（艦載型）を9機、固定翼哨戒機（P-1）を23機、哨戒ヘリコプター（SH-60K）を23機調達することとなった。哨戒機能を有する艦載型無人機については、SH-60Kの機数の範囲内で追加的な整備を行うことができるとされている。さらに、水陸両用作戦等における指揮統制・大規模輸送・航空運用能力を兼ね備えた多機能艦艇の在り方について検討の上、結論を得ることとなった。

計画期間末の常備自衛官定数は、平成25年度末の水準を目途とすることとされた。

（3）航空自衛隊

¹⁷ 第6師団（司令部：山形県東根市）、第8師団（熊本市）、第11旅団（札幌市）、第14旅団（香川県善通寺市）

¹⁸ 戦闘部隊に装備し、多様な事態への対処に優れた機動性及び空輸性により迅速に展開するとともに、大口徑砲により敵装甲戦闘車両及び人員に対処するために使用するもの。装輪戦車とも言われる。

¹⁹ 防衛省は、機動戦闘車の開発に当たり、装備化する場合、戦車と併せ、戦車数量（当時の防衛大綱では約600両）を超えないことを想定したものである旨説明していた。『平成20年度予算の概要』（防衛省）17頁

²⁰ 九州については西部方面隊直轄の戦車部隊を新編し集約することとされており、師団・旅団で戦車を保持するのは北海道のみとなる。

²¹ 西部方面普通科連隊（佐世保市）を拡充し、陸上総隊に編入する予定との報道がある。『共同通信』（平26.1.8）

²² 付近を航行・飛行する艦船や航空機を沿岸部から監視し、各種兆候を早期に察知するための部隊。平成27年度末に配備される予定である。

²³ 事態発生時に、状況を偵察し、重要施設を防護するほか、災害時に即応するなどの任務に従事する部隊。平成25年度中に候補地調査を終える予定とされている。

²⁴ 陸自のヘリ部隊に配備され、災害対応を含めた多用途の運用を考慮して配備場所を選定するとの報道がある。『WING』2872号（平25.12.25）

空自は、那覇基地にF-15 戦闘機部隊1 個飛行隊（約20 機）を築城基地から移動させ2 個飛行隊に増強²⁵するほか、警戒航空部隊に早期警戒機（E-2C）による1 個飛行隊を新編し、那覇基地に配備することとなった。また、移動式警戒管制レーダーの展開基盤を南西地域の島嶼部に整備することとなった。このほか、次期主力戦闘機F-35Aを28 機、輸送機（C-2）を10 機、新空中給油・輸送機を3 機、新早期警戒（管制）機を4 機調達し、配備することとなった。戦闘機（F-15）のうち近代化改修に適さないものについては、能力の高い戦闘機に代替するための検討を行い、必要な措置を講ずることとなった。なお、将来戦闘機（F-2の後継）については、国際共同開発の可能性を含め、開発を選択肢として考慮できるよう、戦略的検討を推進し、必要な措置を講ずるとされた。

弾道ミサイル防衛関連では、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な能力向上型PAC-3ミサイル（PAC-3 MSE）を導入し、MSE弾を装備するための改修など2 個高射群及び教育所要の部隊を近代化することとなった²⁶。

計画期間末の常備自衛官定数は、平成25 年度末の水準を目途とすることとされた。

（4）その他の主要事業

新中期防では、新たに滞空型無人機を3 機調達し、陸海空共同の部隊に配備することとなった（部隊新編は次期中期防）。また、米海兵隊等との共同訓練による本格的な水陸両用作戦の速やかな向上、南西地域における米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大、陸海空自衛隊間のデータリンク機能の充実が盛り込まれた。

弾道ミサイル防衛関連では、（3）で述べた事業に加え、新たな装備品も含めた将来のBMDシステムの在り方検討が盛り込まれたほか、策源地攻撃能力については、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方検討という形で盛り込まれた。

宇宙・サイバー関連では、宇宙状況監視に係る取組、衛星の防護方法に係る研究による人工衛星の抗たん性の向上、サイバー空間の利用を妨げる能力の保有の可能性についても視野に入れることなどが盛り込まれた。防衛生産・技術基盤については、将来ビジョンを示す「戦略」を策定することとなったほか、装備品の民間転用を推進することとなった。

このほか、民間輸送力の積極活用（艦艇乗組員の経験者を含む予備自衛官の活用について検討の上必要な措置を講ずる）、事態発生時の民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とする施策の推進、航空機操縦者を民間航空会社に再就職させる施策（割愛）の実施、割愛パイロットの予備自衛官への任用などが盛り込まれた。

（5）所要経費等

新中期防の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25 年度価格でおおむね24 兆6,700 億円程度を目途としている（平成25 年度防衛関係費を基準とした平均伸率は

²⁵ F-35Aが三沢基地に配備されることを受け、①三沢の2 個F-2 飛行隊のうち1 個を築城基地に移動、②築城基地には1 個F-2 飛行隊及び1 個F-15 飛行隊が所在するが、これを2 個F-2 飛行隊とし、1 個F-15 飛行隊を那覇基地に移動することとされている。

²⁶ 現在、巡航ミサイルや航空機への対処を担うPAC-2の部隊と、弾道ミサイル防衛を担うPAC-3の部隊が存在する。将来的にはすべてMSE弾を装備可能とすることとされている。

1.8%)。これまで中期防所要経費は過去4回連続で当初決定総額が前期より減額されてきたが、新中期防では前中期防より約1兆2,800億円の増となった。一方、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図ることとされ、新中期防の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とすることとなった。在日米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及びSACO（沖縄に関する特別行動委員会）関係経費は総額から除かれている。過去4回の中期防における安全保障会議の承認を前提とする調整枠（1,000～1,500億円。支出実績無し）は、新中期防では設けられなかった。

なお、新中期防は、3年後にその時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行うとされている。

図表2 新旧中期防の別表比較

区分	種類	23中期防整備規模	新中期防整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車	—	99両
	装甲車	75両	24両
	水陸両用車	—	52両
	テイルト・ローター機	—	17機
	戦闘ヘリコプター (AH-64D)	3機	—
	輸送ヘリコプター (CH-47JA)	5機	6機
	地对艦誘導弾	18両	9個中隊
	中距離地对空誘導弾	4個中隊	5個中隊
	戦車	68両	44両
火炮 (迫撃砲を除く。)	32両	31両	
海上自衛隊	護衛艦 (イージス艦)	3隻 (能力向上2隻)	5隻 (新造2隻)
	潜水艦	5隻	5隻
	その他	5隻	5隻
	自衛艦建造計 (トン数)	13隻 約5.1万トン	15隻 約5.2万トン
	固定翼哨戒機 (P-1)	10機	23機
	哨戒ヘリコプター (SH-60K)	26機	23機
	多用途ヘリコプター (艦載型)	—	9機
航空自衛隊	新早期警戒 (管制) 機	—	4機
	戦闘機 (F-35A)	12機	28機
	戦闘機 (F-15) 近代化改修	16機	26機
	新空中給油・輸送機	—	3機
	輸送機 (C-2)	10機	10機
ベトリオットの能力向上	1個高射隊	2個群及び教育所要	
共同の部隊	滞空型無人機	—	3機

(出所) 新中期防及び23中期防の別表を基に作成

5. 平成26年度防衛関係費

平成25年12月24日、平成26年度政府予算案が閣議決定され、防衛関係費として対前年度比2.8% (1,310億円) 増となる4兆8,848億円が計上された。SACO関係経費 (120億円) 及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分 (890億円) を除いた場合でも、対前年度比2.2% (1,035億円) 増となり、2年連続で増額となった。増額要因の中には、国家公務員の給与特例減額の終了に伴う人件費の増加 (1,000億円程度) 等が含まれており、実質的には対前年度比0.8%増とされる。経費の内訳は、人件・糧食費が2兆930億円 (対前年度比5.2% (1,034億円) 増)、物件費のうち歳出化経費が1兆7,174億円 (3.4% (562億円) 増)、一般物件費が9,734億円 (5.5% (561億円) 減) であり、新規後年度負担は

2兆1,733億円(25.6%(4,434億円)増)となった(昨年度に引き続き繰延べは無い)²⁷。

平成26年度防衛関係費は、新防衛大綱・新中期防に規定された警戒監視能力の強化、島嶼部に対する攻撃への対応の強化等を図るため、統合機動防衛力の構築に向け、初年度の防衛力整備を実施するものである。以下、平成26年度防衛関係費のポイントを紹介する。なお、係数は特に記載のない限り契約ベースである。

(1) 警戒監視能力の強化

周辺海域の情報収集、警戒監視能力の強化として、固定翼哨戒機(P-1)の取得(3機:594億円)、哨戒ヘリコプター(SH-60K)の取得(4機:242億円)、汎用護衛艦(5,000トン型、「はつゆき」型護衛艦の減勢に対応)の建造(1隻:729億円)、潜水艦22隻体制に向けた潜水艦(2,900トン型)の建造(1隻:517億円)、災害派遣等多目的に対応する潜水艦救難艦(5,600トン型、潜水艦救難母艦「ちよだ」後継)の建造(1隻:507億円)などが盛り込まれた。

周辺空域の警戒監視能力の強化として、新早期警戒機又は早期警戒管制機の導入に向けた性能・運用方法等に関する調査(4百万円)、早期警戒管制機(E-767)の能力向上(137億円)、山口県見島の固定式警戒管制レーダーの換装(FPS-7)及び弾道ミサイル対処機能付加(49億円)、滞空型無人機導入等に向けた調査(2億円)などが盛り込まれた。新早期警戒(管制)機及び滞空型無人機については平成27年度予算に取得経費を計上することを目指して検討作業が進められる。

常時警戒監視体制の整備として、与那国島への沿岸監視部隊の新編・配備に向けた沿岸監視装置の取得・庁舎等の工事(158億円)、那覇基地への早期警戒機(E-2C)による第2飛行警戒監視隊(仮称)の新編・配備、同警戒監視隊新編に伴う整備器材の取得(13億円)などが盛り込まれた。

(2) 島嶼部に対する攻撃への対応

水陸両用機能の整備として、水陸両用部隊新編に向けた教育訓練基盤の整備(15億円)、水陸両用準備隊(仮称)の新編(陸自)、水陸両用戦に係る輸送能力・司令部機能強化のための「おおすみ」型輸送艦及び「いずも」型護衛艦の改修・整備(3億円)、水陸両用車(AAV7)指揮通信型1両・回収型1両の参考品購入(17億円)などが盛り込まれた(配備は28年度となる予定)。AAV7に関しては、平成25年度予算で、米海兵隊が保有する人員輸送型4両を参考品購入している(配備は26年度となる予定)。

輸送力・機動力の向上として、ティルト・ローター機(垂直離着陸機)の導入に向けた検討、輸送ヘリコプター(CH-47J)の耐用年数延伸と能力向上改修(1機:36億円)、輸送機(C-2。C-1の後継)の取得(2機:398億円)、民間輸送能力(チャーター船)を活用した演習実施(12億円)などが盛り込まれた。ティルト・ローター機については平

²⁷ SACO関係経費(17億円)、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(897億円)及び新政府専用機導入経費(1,355億円)を含む。政府専用機については、平成31年度から後継機の運用を開始するとされており、平成26年度中に機種選定が行われることとなる。

成 27 年度予算に取得経費を計上することを目指して検討作業が進められる。

航空優勢の確保として、戦闘機（F-35A）の取得（4機：638 億円。国内企業参画の範囲拡大に伴う初度費として別途 425 億円を計上）、F-35A運用のための教育用器材取得等（383 億円）、F-15 近代化改修（12 機：151 億円）、F-2 空対空戦闘能力向上（126 億円）、F-2 への JDAM（精密誘導装置付爆弾）機能付加（4機：11 億円）、F-2 へのターゲティング・ポッド搭載試改修（1機：61 億円、量産化改修では 1 機数億円を想定）などが盛り込まれた。

海上優勢の確保として、護衛艦・潜水艦の建造等のほか、掃海艇の建造（1隻：177 億円）、12 式地対艦誘導弾（88 式地対艦誘導弾の後継）の取得（4 個中隊（16 両）：309 億円）などが盛り込まれた。

（３）弾道ミサイル攻撃、サイバー攻撃、大規模災害への対応等

弾道ミサイル攻撃への対応として、イージス艦 2 隻の能力向上（BMD艦化）の継続（103 億円）²⁸、PAC-3 ミサイルの取得（116 億円）、BMD用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック II A）の日米共同開発継続（52 億円）、PAC-3 部隊の市ヶ谷基地における展開基盤整備（17 億円）、新規装備品を含めた将来の BMD 体制についての調査研究（0.4 億円）などが盛り込まれた。我が国の弾道ミサイル迎撃体制は、海自の SM-3 ブロック 1 A 搭載イージス艦による大気圏外での迎撃及び空自の地対空誘導弾ペトリオット PAC-3 による大気圏内での迎撃を行う二段構えであるが、今後、戦略高高度防衛ミサイル（THAAD）等の導入により三段構えの迎撃体制とするのかなどが注目される。

サイバー関連ではサイバー情報収集装置の整備（12 億円）、ネットワークサイバー攻撃技術の研究（8 億円）が、また、宇宙関連では X バンド衛星通信機能向上等（196 億円）、商用画像衛星利用（82 億円）、人工衛星等に対する固定式警戒管制レーダー（FPS-5）の探知・追尾能力等の技術的な検証（0.5 億円）などが盛り込まれた。

このほか、災害時における機能維持・強化のための駐屯地・基地等の耐震改修等の促進（204 億円）、情報機能強化のためアフリカ地域等における防衛駐在官の体制強化、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動の継続（35 億円）、南スーダン PKO への自衛隊施設部隊等の派遣（39 億円）などが盛り込まれた。

（４）米軍再編関係経費、基地対策予算等

米軍再編関係経費については 1,111 億円（対前年度比 169 億円増）が計上された。その内訳は、地元負担軽減分 1,100 億円、抑止力の維持分 12 億円である。

在沖縄米海兵隊のグアム移転事業²⁹に係る経費として 14 億円（11 億円増。歳出ベース）

²⁸ イージス艦 2 隻の BMD 艦化は平成 29 年度及び 30 年度に完了し、22 大綱で規定されたイージス艦 6 隻体制が整うこととなる。新防衛大綱ではイージス艦 8 隻体制を規定している。

²⁹ 日米両政府は、平成 24 年 4 月の日米安全保障協議委員会（2+2）において、グアム移転経費見積りを 86 億ドル（2012 会計年度）とし、日本側負担額は「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」に規定された真水事業の 28 億ドル（2008 会計年度）を上限とすること、また、グアム・北マリアナ諸島に日米共同使用訓練場を整備すること（日本側負担は上限 28 億ドルの内数）が合意され、平成 25 年 10 月の 2+2 において、早期移設に

が計上された。内訳は、真水事業（南アンダーセン訓練場に係る設計費）の10億円、その他経費（モニタリング経費、グアム移転事業室経費等）の4億円である。

普天間飛行場の移設経費として21億円（20億円減。歳出ベースでは53億円（4億円減））が計上された。内訳は、環境現況調査の継続経費の15億円、継続中のキャンプ・シュワブ内の陸上工事に要する経費の5億円、その他事務経費の1億円である。代替施設本体に係る設計費及び工事費は現時点では計上されていないが、平成25年12月27日の沖縄県知事による名護市辺野古沖の埋立承認を受け、今後、政府として埋立てに係る設計・調査に着手することとなり³⁰、予備費及び非特定議決国庫債務負担行為³¹の活用も含め、様々な方法により対応するとしている。また、嘉手納以南の土地の返還については3億円（1億円増）が計上された。

厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等については904億円（250億円増）が計上された。空母艦載機の岩国移駐を実施するための工事（家族住宅建設等）が本格化することから対前年度比大幅増となった。米軍の空母艦載機離発着訓練（FCLP）の恒久的な施設として検討対象となっている馬毛島（鹿児島県）の調査費としては0.7億円が計上された。このほか、嘉手納飛行場等所在米軍機の日本国内及びグアム等への訓練移転については49億円（6億円増。歳出ベース）が、また、再編交付金については100億円（13億円増。歳出ベース）が計上された。また、SACO関係経費として54億円（37億円減）が計上された。

このほか、基地周辺対策経費（自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止等に要する経費）として1,231億円（20億円増）が、在日米軍駐留経費負担として1,890億円（25億円増）³²が、施設の借料、補償経費等として1,342億円（12億円増）が、それぞれ計上された。

（5）機構・定員等

南西地域における警戒監視態勢及び実効的な対処能力の充実・強化を図るため、陸自18人、海自66人、空自49人の実員を増員することとなった（2年連続の実員増）³³。

また、平成25年8月に防衛省改革検討委員会（委員長：防衛副大臣）が防衛会議に報告

必要な移転部隊の司令部等の主要施設等及びグアム・北マリアナ諸島の訓練場について日本側負担とし、家族住宅やインフラは米側負担とすることが合意された。グアム協定の改正議定書については、平成26年の常会に承認案件が提出される予定である。

³⁰ 平成25年4月に公表された日米合意「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」によると、設計・調査に1年、埋立てや施設の工事に5年、器材・施設調整に1.5年、米側の飛行場認証に1年、提供手続に0.5年を要するとされている。沖縄県は普天間飛行場の5年以内の運用停止を求めており、今後、統合計画で示された工期等をどのように短縮していけるのかなどが焦点となる。

³¹ 非特定議決国庫債務負担行為とは、災害復旧その他緊急の必要がある場合において、毎会計年度、あらかじめ国会の議決を得た金額の範囲内で債務を負担する行為をなすものである。小村武『四訂版 予算と財政法』（新日本法規 平成20年）203～204頁

³² 内訳は、特別協定1,374億円（24億円減。歳出ベース）、提供施設整備254億円（41億円増）、基地従業員対策等262億円（9億円増。歳出ベース）である。このうち提供施設整備に関しては、普天間飛行場の代替施設が完全に運用可能となるまでの間の必要な補修事業（26億円）を含む。

³³ 陸自については、実員18人増のほか、70人減が生ずるが、これは、看護学生が陸上自衛官から防衛医科大学の「学生」へ身分変更することによるものである。

した「防衛省改革の方向性」を受け、防衛省改革の一環として、文官と自衛官の一体感を醸成するため、内部部局への自衛官ポストの定員化（40人）及び統合幕僚監部及び各自衛隊の主要部隊への新たな文官ポストの定員化（17人）を行うこととなった。このほか、多様化する安全保障上の課題や対外関係業務等を総括整理する事務次官級の防衛審議官（仮称）の新設³⁴なども盛り込まれた。

（6）装備品等の調達効率化の取組

先述のとおり、新中期防では、調達改革等を通じおおむね7,000億円程度の実質的な財源を確保するとされており、平成26年度は、装備品の維持・整備方法の見直し（整備間隔の延伸等）、まとめ買い（12式地对艦誘導弾、F-2能力向上レーダー等）、民生品の使用・仕様見直しなどにより660億円を節減している。次年度以降は、これらの施策に加え、長期契約制度の導入、装備品のライフサイクル全体を通じて一貫したプロジェクト管理、国際共同開発・生産の推進などにより、更なる効率化を図ることとなる。

（くつぬぎ かずひと、いまい かずまさ）

³⁴ 財務官（財務省）、外務審議官（外務省）などの、いわゆる「総括整理職」と呼ばれるものであり、法務省及び防衛省を除く各省に置かれている。